

学生の皆さんへ

大学生等生活支援給付金事業

越前町では、本人もしくは保護者（学生を扶養する父母等）が越前町に居住し、大学等で新型コロナウイルス感染症の影響下で学ぶ学生に対し「生活支援給付金」として、一人あたり**5万円**を支給します。

※給付金の支給を受けるには、ご本人からの申請が必要です。

【給付対象】 次のすべてに該当する方

- ・申請時に大学等に在籍していること
- ・基準日（令和3年4月1日）において、本人または保護者が越前町に住民登録があり、引き続き申請日において住民登録があること
- ・税法上か健康保険上で扶養されていること（本人が越前町に住民登録がない場合）
※会社等で正社員として働いている方は対象外になります。

【給付金が受けられる大学等とは】

原則として、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校（4学年以上）及び専修学校（専門課程に限る）。

※各種学校(例：自動車学校、一部の予備校等)は対象外になります。

○参考

在籍する学校が対象になるかは、文部科学省ホームページから確認できます。

検索ワード：[専修学校・各種学校一覧：文部科学省](#)

[ウェブ検索](#)

【提出書類】

1. 大学生等生活支援給付金申請書兼請求書
2. 基準日(令和3年4月1日)以降に発行された在学証明書の写し
3. 健康保険被保険者証の写し
4. 学生本人名義の金融機関等の通帳の写し
(支店、口座番号、口座名義人がわかるもの)

以下代理申請の場合に追加で必要な書類

5. 代理人の本人確認書類

6. 戸籍謄本等、代理関係がわかるもの【対象者と別居の場合】

7. 代理人の通帳またはキャッシュカードの写し【代理受給の場合】

※1の「申請書兼請求書」は、越前町HPからダウンロードするか企画財政課、お近くのコミュニティセンターの窓口で取得してください。


※その他、必要に応じて、他の資料を求めることがありますので、ご了承ください。

【申請方法】

申請書及び添付書類を揃えて、電子申請もしくは郵便申請をお願いします。

○電子申請

福井県電子申請サービスをご利用ください。

QRコードはこちら 



※QRコードは
(株)デンソーウェ
ーブの登録商標で
す。

○郵便申請

郵送先・・・越前町役場企画財政課


(〒916-0192 越前町西田中 13-5-1)

※郵便料は申請者負担となります。

【申請期間】

令和3年6月1日(火)～

電子申請  ⇒ 12月28日(火) 23時59分まで

郵便申請  ⇒ 12月28日(火) までの消印有効

【支給決定等】

給付要件について審査後、給付金の可否を決定し、決定通知書を申請者の住所に送付します。給付金については、指定された金融機関等の口座へ振り込みいたします。

※審査決定後、振込までに1か月程度の期間を要します。

- ご不明な点がありましたら、ご連絡ください。

(問い合わせ先) 越前町役場企画財政課

電話 0778-34-8702 (直通)